

平成23年8月3日

700MHz帯安全運転支援通信システムの導入に向けて

—情報通信審議会からの一部答申—

総務省は、本日、情報通信審議会（会長：大歳 卓麻 日本アイ・ビー・エム株式会社 会長）から、平成21年7月28日付け情報通信審議会諮問第2029号「ITS無線システムの技術的条件」のうち「700MHz帯安全運転支援通信システムの技術的条件」について一部答申を受けました。

1 背景

VICS(道路交通情報通信システム)やETC(自動料金収受システム)に代表されるように、ITS(高度道路交通システム)は我が国の重要な社会基盤の1つとなっており、近年は、安全や環境等の様々な分野での課題解決の手段として、その更なる高度化を図るための取組が進められているところです。

特に、交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の技術開発や実証実験、衝突防止レーダの高度化等の安全運転支援通信システムに関する各種取組が進められております。

さらに、総務省が開催した「ITS無線システムの高度化に関する研究会」において、2012年7月以降地上テレビジョン放送のデジタル化完了後に利用可能となる700MHz帯の周波数帯を用いたITS無線システムの導入に向けて、利用イメージ(別紙1)や通信要件等についての報告書を平成21年6月に取りまとめました。

このような背景を踏まえ、700MHz帯安全運転支援通信システムの導入が可能となるよう、平成21年7月30日から情報通信審議会において「ITS無線システムの技術的条件」(平成21年7月28日付け情報通信審議会諮問第2029号)のうち「700MHz帯安全運転支援通信システムの技術的条件」について審議が行われ、本日、一部答申を受けました。

2 答申の概要

別紙2のとおりです。

3 今後の予定

総務省では、本一部答申を踏まえ、700MHz帯安全運転支援通信システムの導入に向け、技術基準の策定を進めていく予定です。

【関係報道資料】

- ・「ITS 無線システムの高度化に関する研究会」報告書（案）に対する意見募集の結果及び報告書の公表（平成 21 年 6 月 5 日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/14422.html
- ・「ITS 無線システムの技術的条件」に関する情報通信審議会への諮問（平成 21 年 7 月 28 日発表）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/16942.html
- ・移動通信システム委員会 報告（案）に対する意見の募集（700MHz 帯安全運転支援通信システムの技術的条件について）（平成 23 年 6 月 24 日発表）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_01000034.html
- ・移動通信システム委員会 報告（案）に対する意見の募集の結果（700MHz 帯安全運転支援通信システムの技術的条件について）（平成 23 年 8 月 2 日発表）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_01000039.html
- ・情報通信審議会 情報通信技術分科会 会議資料
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai_index.html

【連絡先】

総合通信基盤局電波部移動通信課

担 当：谷口課長補佐、鈴木国際係長

住 所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

電 話：(直通)03-5253-5896 (代表)03-5253-5111 内線 5896

F A X：03-5253-5946

E-mail：itsradio_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。



無線設備の技術的条件

空中線電力	基地局及び移動局ともに1MHzの帯域幅における平均電力が10mW以下であること。
空中線電力の許容偏差	基地局にあつては、上限20%、下限50%であること。 移動局にあつては、上限50%、下限50%であること。
周波数の許容偏差	基地局及び移動局ともに、 $\pm 20 \times 10^{-6}$ 以内であること。
変調方式	直交周波数分割多重方式であること。
占有周波数帯域の許容値	9MHz以下であること。
伝送速度	信号の伝送速度は、5Mbit/s以上であること。
等価等方輻射電力	基地局及び移動局ともに、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は10mW以下であること。

制御装置

混信防止機能	識別符号を自動的に送信し、又は受信すること。
電気通信回線との接続	端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用するものは、48ビット以上の識別符号を有すること。
キャリアセンス機能	① 基地局にあつては、使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない。 ② 移動局にあつては、受信装置の空中線端子における電力が-53dBm以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。
送信時間制御機能	① 基地局にあつては、任意の100msの時間内の送信時間の総和は10.5ms以下であること。 ② 移動局にあつては、1回の送信時間は0.33ms以下であり、かつ任意の100msの時間内の送信時間の総和は0.66ms以下であること。